

○南箕輪村教育委員会共催等事務取扱要綱

平成4年5月21日
教育委員会訓令第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における教育、文化、体育の振興、高揚及び普及をはかるため、その関係団体が行う行事等について、南箕輪村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が共催、後援、推薦又は協賛（以下「共催等」という。）することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、公演会、講習会、展覧会、競技会等の集会又は催しをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としてその責任の一部を負うことをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (4) 推薦 作品等の内容に賛同し、その鑑賞を奨めることをいう。
- (5) 協賛 行事の趣旨に賛意を表すことをいう。

(審査の基準)

第3条 教育委員会が共催等を行う行事等については、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたものはこの限りでない。

- (1) 主催者
 - ア 国又は地方公共団体及び公共的団体又は公益的団体
 - イ 教育、文化、体育活動の目的をもって設置された団体
- (2) 行事等の内容は教育、文化、体育の振興、高揚及び普及に寄与すると認められるもの。ただし、政治的活動又は宗教的活動のおそれのあるもの及び営利を目的とするものであってはならない。
- (3) その他の条件
 - ア 行事の開催目的が明確で、遂行能力のあるもの
 - イ 行事の場所は、公衆衛生、災害防止について十分な措置を講じてあること。

(承認申請の手続き)

第4条 共催等の承認を受けようとする者は、行事を開催しようとする日の30日前までに、共催等承認申請書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(審査及び決定通知)

第5条 教育長は、前条の規定による共催等承認申請書を受理したときは、速やかに審査し、その結果について申請者に通知するものとする。

(共催等の取消し)

第6条 教育委員会は、審査の結果共催等の承認をしたものであっても、教育委員会の信用を傷つけられるおそれがあると認めたときは、その決定を取消すものとする。

2 前項の取消しを決定したときは、その理由を付して承認の取消し通知をするとともに、行事等に用いた共催等に関する字句の削除を命じなければならない。

(その他)

第7条 共催の行事にあつては、他の共催者との分担区分を明確にしておかなければならない。

2 教育委員会に属する機関が共催等を行うときは、この要綱に準じて行うものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

共 催 等 承 認 申 請 書

年 月 日

南箕輪村教育委員会 様

申請者 所在地
団体名
代表者
職 氏名
(連絡先電話 —)

下記により行事を開催することになりましたので、南箕輪村教育委員会の共催・後援・推薦・協賛について承認を申請します。

行 事 の 名 称	
ほかに共催等の承認をされた団体等の名称	
開催目的及び共催等の承認を受けたい理由	
開 催 場 所	
開 催 期 日	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
入 場 対 象 者	(入場予定者数 人)
行 事 予 算 額	円 (入場料1人当たり 円)
添 付 書 類	行事に関するパンフレット 申請団体の規約又は会則

上記について承認してよろしいでしょうか。(伺い)							
教育長	次 長	係 長	係	係	員	公 民 館 長	主 事
承認する。 上記について共催・後援・推薦・協賛を承認しない。 年 月 日						承認条件	

別記様式（第 4 条関係）